

令和 5 年 9 月 11 日

茨城労働局長
澤口 浩司 殿

茨城地方最低賃金審議会
会長 清山 玲



茨城県鉄鋼業最低賃金の改正決定の必要性の有無について(答申)

当審議会は、令和 5 年 8 月 7 日付けをもって最低賃金法第 21 条の規定に基づき貴職から諮問のあった茨城県鉄鋼業に係る最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、茨城県鉄鋼業最低賃金について改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので答申する。

令和 5 年 9 月 11 日

茨城労働局長
澤口 浩司 殿

茨城地方最低賃金審議会
会長 清山 玲



茨城県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業
最低賃金の改正決定の必要性の有無について(答申)

当審議会は、令和 5 年 8 月 7 日付けをもって最低賃金法第 21 条の規定
に基づき貴職から諮問のあった茨城県はん用機械器具、生産用機械器具、
業務用機械器具製造業に係る最低賃金の改正決定の必要性の有無につい
て、慎重に審議した結果、茨城県はん用機械器具、生産用機械器具、業務
用機械器具製造業最低賃金について改正決定することを必要と認めると
の結論に達したので答申する。

令和5年9月11日

茨城労働局長
澤口 浩司 殿

茨城地方最低賃金審議会
会長 清山 玲



茨城県計量器・測定器・分析機器・試験機・理化学機械器具、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について(答申)

当審議会は、令和5年8月7日付けをもって最低賃金法第21条の規定に基づき貴職から諮問のあった茨城県計量器・測定器・分析機器・試験機・理化学機械器具、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品製造業に係る最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、茨城県計量器・測定器・分析機器・試験機・理化学機械器具、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品製造業最低賃金について改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので答申する。